

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等の皆様へ

地方公共団体等と連携して申請すると

テイクアウトやテラス営業などのための 道路占用の許可基準を緩和します

一宮市では、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等の皆様を支援するための**緊急措置**として、**地方公共団体と地域住民・団体等が一体となって取り組む沿道飲食店等の路上利用**の占有許可基準を緩和することとしました。



イメージ（佐賀県より提供）

今回の緊急措置のポイント

| | |
|------|--|
| 内容 | <ul style="list-style-type: none">① 新型コロナウイルス感染症対策のための暫定的な営業であること② 「3密」の回避や「新しい生活様式」の定着に対応すること③ テイクアウト、テラス営業等のための仮施設の設置であること④ 施設付近の清掃等にご協力いただけること |
| 主体 | 地方公共団体又は関係団体※1による一括占有※2 ※1 地元関係者の協議会、地方公共団体が支援する民間団体など (道路占有許可申請には、地方公共団体からの支援等に関する意見書等が必要です。) ※2 個別店舗ごとの申請はできません。 |
| 場所 | 原則歩道において、沿道店舗側とする。 ※歩道上に設置する場合には、歩行空間を交通量の多い場所は3.5m以上、その他の場所は2m以上確保。 |
| 占用料 | 免除 （施設付近の清掃等にご協力いただけている場合） |
| 占有期間 | 令和2年7月21日から令和2年11月30日まで |

【お問い合わせ】

一宮市 建設部 道水路管理課 占有グループ
〒491-8501

一宮市本町2丁目5番6号 一宮市役所本庁舎8階
電話：0586-28-8653 ファクス：0586-73-9216